

介護予防・日常生活支援総合事業についての職員説明会で受け付けた質問に対する回答集 (平成29年2月9日時点)

No.	質問	分類 資料対応ページ	回答
1	<ul style="list-style-type: none"> ・通所型サービスの緩和型は、平成30年4月以降、守谷市では行う予定はありますか。また、行うにあたって、いつ頃（何月頃）か見通しはついていますか。 ・通所型サービス（緩和型）について、サービス提供時間に決まり（制限）はありますか。 ・通所型サービス（緩和型）の利用料金設定額（平成30年4月以降）は決まっていますか。 	通所型サービス 資料1 P.4	緩和型通所サービスについては、平成30年度以降に実施をする予定で検討をしておりますが、開始時期、内容、金額等については現時点では未定となっております。詳細等が決定いたしましたら、改めてご連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。
2	現在、要支援の方で、平成30年まで有効期限のある方（2年間の認定を受けた方）はどのような対応になりますか。	事業対象者 資料1 P.3	<p>現在、要支援者の認定有効期間は最長で1年間です。平成29年度は総合事業への移行期間となっており、平成29年4月1日以降に認定の更新を迎えた方から順に総合事業へと移行するため、どんなに遅くても平成30年4月1日には全員が総合事業へ移行できることになります（例：平成29年3月中に新規要支援認定された方。）。なお、総合事業へ移行することにより、「要支援」という区分が無くなるということではございませんので、ご注意ください。</p> <p>また、総合事業へ移行後は、要支援者の認定有効期間も最長2年間となります。ご質問の内容にある2年間の認定を受けた要支援者というのは、既に総合事業へと移行した市町村の被保険者と想定されますが、この場合、既に総合事業へ移行済みのため、特段の対応は必用無いも</p>

			のと思われます。
3	認定更新の人に総合事業の説明をしたり、認定更新の通知に総合事業の通知を同封したりしますか。	事業対象者	3月末に認定有効期間満了となる方の更新通知に、総合事業の説明文を同封させていただきました。以降、今後も引き続き同封をさせていただきます。また、認定更新者が窓口へ来られた際に問合せがあれば、お答えさせていただきます。 被保険者から相談等をお受けになった場合には、ご対応をお願いいたします。
4	事業対象者（チェックリスト該当者）は、主治医意見書や認定調査票が無い状態で、ケアプランの作成やサービス利用することになっていますが、主治医意見書等が無い状態でのサービス利用に対し、留意点などはありますか。また、何かしらの方法で主治医からの情報を得ることはできますか。	事業対象者	事業対象者については、主治医意見書等の資料が無い状態でのサービス提供となるので、アセスメントのみでのサービス提供となります。既往歴や罹患している傷病など、今まで以上に綿密なアセスメントの実施をお願いいたします。 また、主治医からの情報を取得するためには、被保険者本人に診断書を自費で取得して頂くといった方法が考えられます。 なお、参考までに、近隣の既に総合事業へ移行している市町村へ、独自の主治医からの情報等の提供を行っているか聞き取りを行ったところ、対象の全ての市において「総合事業対象者の方の分については提供していない」とのことでした。
5	通所型サービスにおいて、提供時間の定め等はありますか。	通所型サービス	現行の介護予防通所介護の基準に準じ、通所型サービスにおいても提供時間等の規定はございません。 ケアプラン及び従来型通所サービス計画（介護予防通所介護計画に相当）に沿った、適切な時間でのサービス提供をお願いします。